

## 栃木県議会ナビゲーター設置要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、広く県民に向けて、県議会や政治への関心を高めるための情報発信を行うこと等を目的として委嘱する「栃木県議会ナビゲーター」(以下「ナビゲーター」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

### (ナビゲーターの委嘱)

第2 議長は、県議会に関する知見を有し、県議会や政治への関心を高めるための情報発信に積極的に取り組むことができる者をナビゲーターとして委嘱する。

### (ナビゲーターの役割)

第3 ナビゲーターの役割は次のとおりとする。

- (1) 県議会や政治への関心を高めるための情報発信
- (2) 県議会広報に対する支援

### (ナビゲーターの活動内容)

第4 ナビゲーターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 県議会広報番組における情報発信
- (2) 正副議長等との意見交換
- (3) 自身のSNS等による県議会等に関する情報の発信やPR用の名刺の配布
- (4) 栃木県議会【公式】Xによる発信へのコメント付きリポスト等
- (5) 県議会の広報(SNS等)へのアドバイス
- (6) その他県議会事務局とナビゲーターが協議の上、決定したもの

### (情報提供等)

第5 ナビゲーターに対しては、PR用の名刺及び県議会に関する情報を提供する。

### (事務)

第6 ナビゲーターに係る事務は、県議会事務局 政策調査課 調査広報担当において行う。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策調査課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和6(2024)年6月13日から適用する。